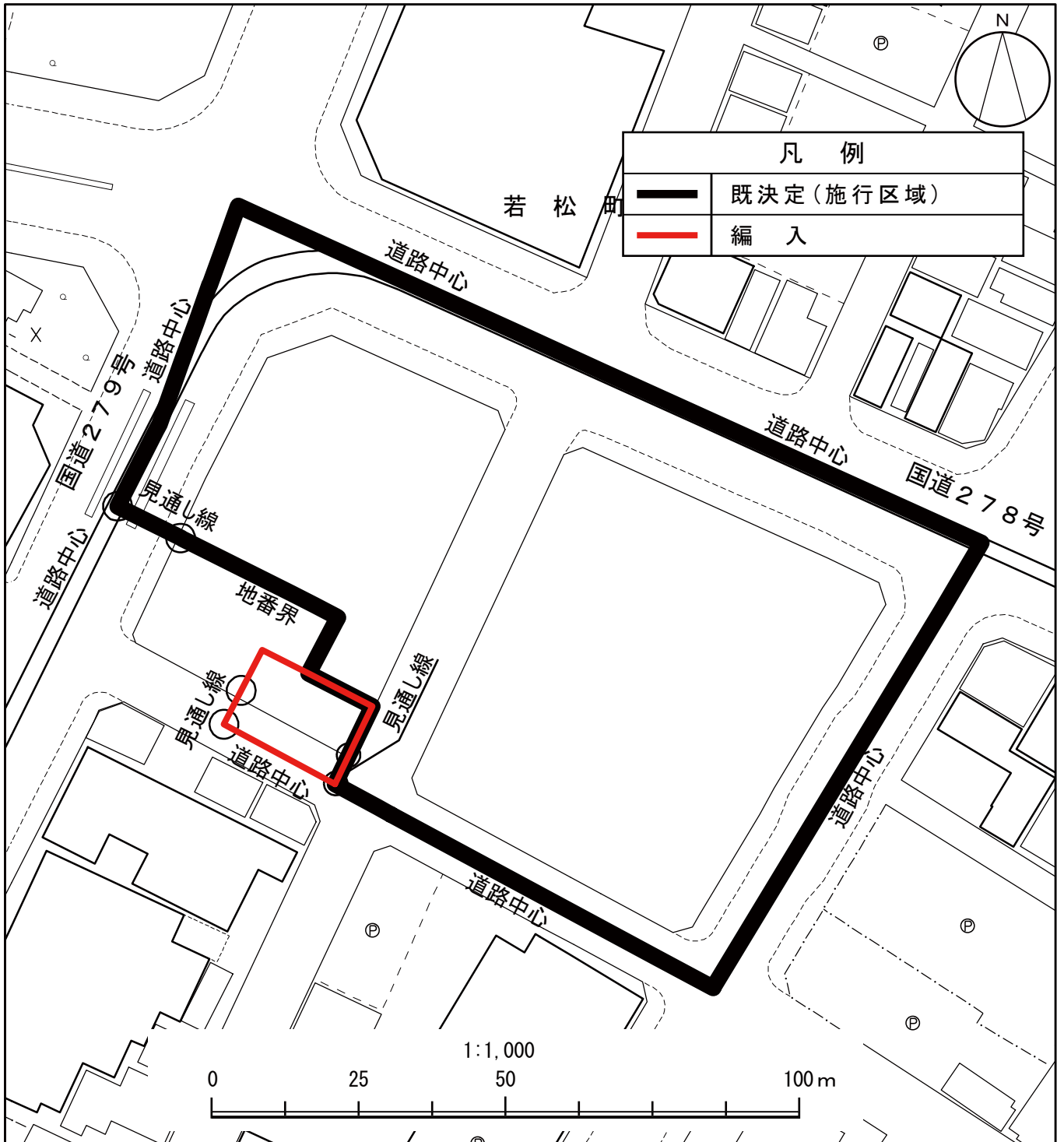





函館駅前東地区第一種市街地再開発事業
 施行区域 約1.0ha

第一種市街地再開発事業の変更【函館駅前東地区第一種市街地再開発事業】



 指定なし → 函館駅前東地区第一種市街地再開発事業
 施行区域 0.0ha(約 317 m²)

函館圏都市計画第一種市街地再開発事業の変更(函館市決定)

都市計画函館駅前東地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称		函館駅前東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.0 ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		都市計画道路	3・4・19 放射1号線	25m	約 40m	整備済 (国道 279 号)
		都市計画道路	3・3・21 放射3号線	27m	約 100m	整備済 (国道 278 号)
		都市計画道路	3・4・36 公園通	18m	約 60m	整備済 (市道公園通2号)
		区画道路	市道若松 13 号線	11m	約 80m	整備済
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
下 水 道	函館公共下水道排水区域					
その他の公共施設	該当なし					
建築物の整備に関する計画	建 築 物		敷 地 面 積 に 対 す る		主 要 用 途	備 考
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	約 5,200 m ²	約 42,900 m ²	約 8/10	約 56/10	商業施設等 共同住宅 ホテル	
	(備考) 高度利用地区の制限内容 容積率の最高限度 60/10 容積率の最低限度 30/10 建蔽率の最高限度 8/10 建築面積の最低限度 200 m ² 壁面の位置の制限 2.0m			ただし、建蔽率の最高限度は、建築基準法第2条第1項第9号の2に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。		
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積	整 備 計 画				
	約 6,700 m ²	壁面の位置の制限により、市街地の環境の向上に資する有効な空地を確保する。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

交通渋滞の緩和と歩車接触機会の低減を図り、より安全で良好な都市環境を形成するため